令和元年度 第2回 横浜市地域包括支援センター運営協議会 議事要旨

| 日時 | 令和元年 10 月 31 日 (木) 午後 3 時 15 分から午後 3 時 45 分まで |
|------|---|
| 場所 | 新井ビル 11 階 関内新井ホール |
| 出席者 | 山崎会長、大竹委員、小倉委員、小園委員、小林委員、佐藤委員、 |
| | 谷村委員、辻委員、長場委員、中村(香)委員、西田委員、山岸委員、 |
| | 山口委員、山田(初)委員、吉田委員 (15名) |
| 欠席者 | 延命委員、武安委員、中村(美)委員、柳井委員、山田(真)委員 |
| | (5名) |
| 開催形態 | 公開(傍聴者なし) |
| 議題 | 1 地域包括支援センターの新規設置等について |
| 決定事項 | 1 南区及び泉区の地域包括支援センター圏域の変更等について、了承を |
| | 得た。 |

| 或包括支援センターの新規設置等について |
|---------------------------------------|
| 資料説明 資料1 地域包括支援センターの新規設置等について |
| 地域包括支援センターの廃止とはどのようなことか。 |
| 現在地域包括支援センターとして委託している特別養護老人ホーム併設地域 |
| 包括支援センター白朋苑の担当圏域については、今回開所する別所地域ケアプ |
| ラザが担当することになるため、白朋苑の地域包括支援センターを廃止するも |
| のである。転換というイメージが近いかもしれない。 |
| その後、特別養護老人ホーム併設地域包括支援センターは、市に何か所にな |
| るのか。 |
| 緑区のふじ寿か園、神奈川区の若竹苑の2か所になる。 |
| 新設の地域包括支援センターとして、岡津地域ケアプラザができるのは、新 |
| 橋地域ケアプラザの高齢者人口が増えてきたからか。 |
| 元々平成6年度に、地域ケアプラザを中学校区程度に1か所、計146か所整 |
| 備するという整備計画を立てており、岡津地域ケアプラザは、その計画により |
| 整備するものである。 |
| 特別養護老人ホーム併設地域包括支援センター白朋苑が廃止され、別所地域 |
| ケアプラザが開所したら、他の地域ケアプラザと同様に別所地域ケアプラザ運 |
| 営協議会が行われるということか。 |
| そのとおりである。 |
| 戈 30 年度 地域包括支援センターの運営状況等について |
| 資料説明 資料 2 平成 30 年度 地域包括支援センターの運営状況等につ |
| いて |
| 資料2ページに記載の、地域包括支援センターの開館時間についてだが、月 |
| 曜から土曜が午前9時から午後9時まで、日曜・祝日でも午前9時から午後5 |
| 時までとなっているが、夜間の相談は大変少ない状況にある。また当法人のみ |
| ならず、夜間や休日の開館により、人材確保の厳しさを感じていると聞く。 |
| 今後運営時間の見直しを検討する予定はあるか。 |
| |

| 事務局 | 人材確保について、課題意識は持っているが、開館時間については地域ケア |
|--------|--------------------------------------|
| | プラザ条例に記載されており、現在は条例のとおりの運営を行っている。 |
| | また、地域ケアプラザでは、地域包括支援センターの相談業務以外に、施設 |
| | 貸し出しも行っている。地区センターやコミュニティハウス等の他の公共施設 |
| | でも、月から土は午前9時から午後9時まで運営しており、全市的な視点で他 |
| | 施設との兼ね合いも考慮し、検討する必要がある。 |
| | 夜間時間帯の地域包括支援センターへの相談件数が少ないことについても承 |
| | 知している。この点については、相談の少ない時間は包括職員が必置ではなく、 |
| | 何かあれば対応ができる体制を整えておくようにという趣旨の通知を発出し |
| | て、対応している。 |
| | 前述のとおり課題意識は持っており、何かしらの形で、将来改善に向けた検 |
| | 討をしていきたい。 |
| 中村(香)委 | 非常時の開館の判断については各区役所と調整することだと思うが、先日の |
| 員 | 大型台風の時にも、開館を求められた施設があるようだった。夜間時間帯等含 |
| | め、相談や施設利用の予約があれば職員が出勤し、そうでなければ転送電話で |
| | 対応するなど、駅近等で夜間時間帯の予約が入りやすいところは常に開館した |
| | り、逆に夜間時間帯には普段あまり予約が入らないところは対応を変えたり、 |
| | というように、施設によって柔軟な対応や人材の確保をしやすい制度を検討し |
| | ていただきたい。 |
| 西田委員 | 運営主体が指定管理者とのことだが、指定管理期間は何年か。 |
| 事務局 | 全市的な考え方に基づき、5年である。 |
| 西田委員 | 5年ごとに実績を鑑み、公募し、選定しているということか。 |
| 事務局 | そのとおりである。 |
| 小園委員 | 5年間で指定管理者が変わることは、どのくらいの割合であるのか。 |
| 事務局 | 現状ほとんど変わっていない。 5 年程前に、緑区で当時運営していた法人が |
| | 指定管理の継続を望まず、運営法人が変わった例はある。またそれ以前にも数 |
| | 件ある。しかし、ほとんどの施設で運営法人が継続して指定されているという |
| | のが現状。 |
| 小園委員 | 候補者が選定を受ける際、提案書を作成する等の事務がとても多く、本当に |
| | 必要なことなのか疑問に感じる。評価委員会や第三者評価等による業務の見直 |
| | しは必要なことだとは思うが、事務作業の負担感が大きく、指定管理者制度が |
| | 運営の妨げになっているのではないかと思う。様々な方法で評価を受けている |
| | のだから、良い評価であれば指定期間を10年に延長する等、抜本的な改革を検 |
| | 討していただきたい。 |
| 山口委員 | 2か月から6か月に1回開催されている、地域密着型サービス事業所の運営 |
| | 推進会議は、地域包括支援センターからどのくらいの職員が参加しているのか。 |
| | |
| 事務局 | 公的な施設の職員が必ず1名参加することと決められているため、区または |

| 報告(2)平成30年度 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務及び | | |
|--|------------------------------------|--|
| 介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価について | | |
| 事務局 | 資料説明 資料3 平成30年度 地域包括支援センターにおける介護予防 | |
| | 支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価について | |
| | (質疑応答なし) | |
| 報告(3)指定介護予防支援業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業所について | | |
| 事務局 | 資料説明 資料4 指定介護予防支援業務の一部を委託する指定居宅介護支 | |
| | 援事業所について | |
| | (質疑応答なし) | |